

特定個人情報保護評価書に関する意見を募集します (予防接種の実施等に関する事務)

1 「特定個人情報保護評価書」とは

特定個人情報保護評価書とは、行政機関等が、特定個人情報ファイル※を保有する際に、情報漏えい等を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを、特定個人情報保護評価書において自らが宣言するものです。

特定個人情報保護評価書は、広く住民の意見を求めるとともに、第三者機関の点検を経て、公表します。

※特定個人情報ファイル：個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイルのこと
で、特定個人情報を検索できるように体系的に構成されたものです。

2 意見募集する特定個人情報保護評価書（案）

予防接種の実施等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）

3 意見募集期間

令和8年1月15日（木）から令和8年2月13日（金）まで

4 案の閲覧可能場所

- ・浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）
【トップページ→市政情報→情報公開・個人情報→個人情報保護制度→特定個人情報保護評価】
- ・健康増進課（浜松市保健所2階）、市政情報室、区役所（区振興課）、行政センター、支所、市民協働センター、中央図書館に配架

5 意見の提出方法

評価書（案）に対し意見のある方は、意見書に、住所、氏名又は団体名、電話番号、電子メールアドレス（ある場合）を記入して、令和8年2月13日（金）までに、次のいずれかの方法で、提出してください。（意見書の様式は問いません。）

| 提出方法 | 提出先等 |
|----------------|--|
| 窓口 | 〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11番2号 浜松市保健所2階 |
| 郵送（2月13日の消印有効） | 浜松市役所健康増進課 |
| 電子メール | kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp |
| FAX | 053-453-6133 |

6 寄せられた意見の内容及び市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和8年3月下旬を目途に浜松市ホームページにて公表します。

7 問い合わせ先

浜松市役所 健康福祉部 健康増進課（電話：053-453-6119）

全項目評価書（予防接種の実施等に関する事務）案の概要

予防接種の実施等に関する事務において特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）を取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

I 基本情報（評価書（案）3ページから6ページまで）

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

「予防接種の実施等に関する事務」

- ・予防接種等健康被害救済の給付の支給に関する事務
- ・予防接種等の自己負担の実費徴収に関する事務
- ・予防接種等の記録の管理に関する事務

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

- ①健康管理システム
- ②共通基盤システム
- ③中間サーバー
- ④クラウド型バックアップセンター

3. 特定個人情報ファイル名と取り扱う理由

予防接種関係情報ファイル（予防接種履歴管理及び勧奨を適正に行うため）

II 特定個人情報ファイルの概要（評価書（案）7ページから13ページまで）

予防接種関係情報ファイル

①対象（予防接種対象者）

②主な記録項目（個人番号、内部識別番号（宛名番号）、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、地方税関係情報、健康・医療関係情報）

③入手元（本人又は本人の代理人、他部署、地方公共団体）

④使用方法（予防接種記録の保管管理、未接種者に対する接種勧奨の実施、予防接種の実費徴収の決定、転入出者の予防接種の接種記録照会、予防接種証明書の交付）

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（評価書（案）14ページから26ページまで）

| リスク | 対策 |
|--------------------------|---|
| 特定個人情報の入手に関するリスク | <ul style="list-style-type: none">・本人確認書類等の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努めるとともに、システム上、権限者以外による目的外の入手を防止している。 等 |
| 特定個人情報の使用に関するリスク | <ul style="list-style-type: none">・ユーザーIDとパスワードによる認証を実施し、ユーザーに応じて利用可能な機能を制限することで、番号制度に関する事務（システム）以外からは、参照できないよう、システム上のアクセス制御を行っている。 等 |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関するリスク | <ul style="list-style-type: none">・契約締結時に、セキュリティ責任者を書面により提出させている。・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを |

| | |
|---------------------------|---|
| るリスク | 禁止している。 ・ガバメントクラウドに移行する際のデータ抽出、移行、破棄はASPが対応するものとし、データの破棄にあたっては復元不可能な処理をするものとしている。等 |
| 特定個人情報の提供・移転に関するリスク | ・提供・移転するデータの作成時、作成日時等が記録される仕組みにしている。 ・データ利用承認願を提出させ、審査後に提供・移転を行っている。等 |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に関するリスク | ・情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・高度なセキュリティを備えた行政専用のネットワークを利用している。等 |
| 特定個人情報の保管・消去に関するリスク | ・情報を保管するサーバ群はデータセンター内のサーバ室に構築、設置しており、設置場所への入退室については、有人監視を伴う厳重な管理を行っている。 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。等 |

IV その他のリスク対策（評価書(案)27ページ）

1. 監査

①自己点検（年1回運用状況を確認する）

②監査

- ・情報セキュリティの内部監査を定期的に行う
- ・ISMAP監査機関リストに登録された監査機関がガバメントクラウドサービス事業者に対する監査を定期的に実施

2. 従業者に対する教育・啓発

①情報セキュリティについての研修 ②個人情報保護についての研修

3. その他のリスク対策

①ガバメントクラウド上でのデータの取扱いについて責任の明確化

V 開示請求、問合せ（評価書(案)28ページ）

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市総務部文書行政課（電話：053-457-2093）

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11番2号

浜松市健康福祉部健康増進課（電話：053-453-6119）

＜今後のスケジュール（予定）＞

- ・評価書（案）への意見募集（令和8年1月15日から令和8年2月13日）
- ・意見による評価書（案）の修正（2月下旬）
- ・第三者機関による点検（3月）
- ・評価書（確定版）の公表（3月）